

令和 7（2025）年度実施 川崎市立学校 一般任期付教員・期限付教員 採用候補者選考 受験案内

川崎市教育委員会

受付期間 令和7年11月12日(水)～12月7日(日) 受信分まで有効(Web 申込のみ)

選考実施日 小論文 令和7年12月20日(土)

面接 令和7年12月20日(土)、12月21日(日)のうち指定する1日

選考会場 川崎市役所南庁舎ほか(全て川崎市内です)

この選考は、令和 8（2026）年度採用となる、川崎市立学校の一般任期付教員及び期限付教員の採用候補者を選考するために実施するものです。なお、この選考により採用された者は、令和 8 年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の特別選考の対象者になります。

一般任期付教員及び育児休業代替任期教員については次のとおりです。

種別 (選考区分)	分類	分類詳細	根拠法	任用期間等
一般任期付教員			地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条	予め任期を定めて採用される正規教員です。 本採用選考の合格者の任用期間については、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間として採用し、学級担任や専科指導担当等として勤務します。
期限付教員	臨時的任用教員	欠員の補充	地方公務員法第 22 条の 3	左記分類詳細ごとに、根拠法に基づく任用期間は異なりますが、当該選考により採用された方は、左記分類による任用を組み合わせて、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで、引き続いた 3 年間の任用を行います。 ティームティーチングの担当や、欠員の補充として、又は出産休暇や育児休業を取得する正規教員（以下「本務者」という。）の代替として、小学校では学級担任等、中学校・高等学校では教科指導等を行います。
		出産休暇取得者の代替	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第 3 条	
		育児休業取得者の代替	地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号	
	任期付教員	育児休業取得者の代替（育児休業の取得者の取得期間が 1 年を超える場合）	地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号	

1 募集対象・募集人員等

種別 (選考区分)	校種	募集人員・教科		備考
一般任期付教員 (期限付教員※1)	中学校・ 高等学校	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語 (※2)	50名程度	原則として中学校に配置されます。 特別支援学級を担当する場合があります。また、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語については、専科指導担当(※3)として小学校に配置され、専科指導を担当する場合があります。 高等学校教諭免許状を有する者は、高等学校に配置される場合があります。
期限付教員	小学校		70名程度	原則として小学校に配置されます。 一般的な教諭の場合、特別支援学級を担当する場合があります。
	小学校専科指導	社会 算数 理科 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語		

※1 中学校・高等学校区分においては、一般任期付教員の採用選考が不合格の場合でも、期限付教員として採用される場合があります。期限付教員単独の募集は実施しません。

※2 合格した教科以外の所有する免許状の授業を担当する場合があります。

※3 専科指導担当教員とは…

小学校における専科担当教員は、小学校に配置され、所有する中学校又は高等学校の免許状等に相当する教科の指導を専門に行う教員です。該当する小学校の教科は、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(「外国語活動」の場合あり)で、小学校の高学年を主に担当し、学校の規模や担当授業コマ数に応じて、中学年を担当する場合があります。

所有免許状や経験を生かして、専門性をもって授業にあたるほか、義務教育9年間を見通した子どもたちの系統的な学びに寄与する大切な役割です。

なお、専科指導の性質上、学級担任は担当しませんが、他の教員同様の校務分掌を担当します。

2 受験資格

次の（１）から（４）までの条件をすべて満たす方

（１）昭和 42（1967）年 4 月 2 日以降に生まれた方

（２）令和 8（2026）年 4 月 1 日時点で有効な次の教員免許状を有する方（令和 8（2026）年 3 月 31 日までに取得見込を含む。）又は次の資格等を有する方

校種・教科等	免許状又は資格等
小学校	小学校教諭普通免許状
小学校 専科指導	次のいずれかに該当 1 高等学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状のうち、地理歴史、公民、社会、数学、理科、音楽、美術、家庭、保健体育、英語を所持する者 2 小学校教諭普通免許状を有する者で、小学校において社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語における専科指導を 5 年以上担当した経験のある者 3 小学校教諭普通免許状又は小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を有する者で、小学校において、2 年以上の外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）の経験のある者 4 小学校教諭普通免許状又は小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を有する者で、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment、外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）にて B2 相当以上の英語力のある者※ ※英検準 1 級（CSE スコア 2,300 以上に限る。）以上、TOEIC L&R/TOEIC S&W スコア 1,560（TOEIC L&R スコア 785 点＋TOEIC S&W スコア 310 に相当）以上、TOEFL-iBT スコア 72 以上等詳細は下記 URL に掲載している文部科学省資料を参照 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000155005.html 5 小学校教諭普通免許状又は小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を有する者で、海外の大学、青年海外協力隊又は在外教育施設等で 2 年以上の英語を使用した海外留学又は勤務経験のある者
中学校・ 高等学校	受験する教科の中学校教諭普通免許状 ※ 社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語の免許状所持者は、小学校において相当する教科の専科指導教員となる場合があります。 ※ 高等学校教諭普通免許状を有する者は、高等学校に配置される場合があります。

（３）地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条による欠格事項に該当しない方

（４）川崎市立学校で正規教職員又は一般任期付教員として勤務をしていない方（令和 5 年 4 月 1 日に一般任期付教員として任用された方を除く）

3 選考区分

(1) 一般選考

2 の受験資格を満たす人を対象とします。

(2) 特別選考

2 の受験資格と次に定める条件の両方を満たす人を対象とします。

- ・令和5年4月1日に一般任期付教員として任用され、令和8年3月31日の任期終了まで継続して勤務する人
- ・川崎市立学校において休業代替任期付職員、臨時的任用職員、期限付教員のいずれかの職員として令和5年4月1日から令和8年3月31日の間に継続して任用され、勤務する人

※1 一般任期付教員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づき、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、あらかじめ任期を定めて採用される教員です。

※2 休業代替任期付職員とは、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、次の事由により正規職員と同一の勤務時間で期限付任用される職員です。

- ・育児休業に伴う任用（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項）
- ・配偶者同行休業に伴う任用（地方公務員法第26条の6第1項）

※3 臨時的任用職員とは、川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で教員として、次の事由により正規職員と同一の勤務時間で期限付任用される職員です。

- ・正規職員に欠員が生じた場合等の任用（地方公務員法第22条の3）
- ・産休に伴う任用（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項）
- ・育児休業に伴う任用（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項）

※4 期限付教員とは、令和4年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考、または令和5年12月に実施した、川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考に期限付教員として合格をし、令和7年5月1日現在、川崎市立学校において、上記の休業代替任期付職員又は臨時的任用職員として勤務している人です。

【注意事項】

いずれの選考区分においても、申込時は、受験資格の詳細な確認を行いません。資格要件を欠いていることが判明した時点で失格もしくは採用を取り消す場合がありますので、内容をよく確認して申込をしてください。

4 応募区分

次の応募区分にてお申し込みください。

応募区分番号	応募区分
1	一般任期付教員（期限付教員）【中学校・高等学校】・一般選考
2	一般任期付教員（期限付教員）【中学校・高等学校】・特別選考
3	期限付教員【小学校】・一般選考
4	期限付教員【小学校】・特別選考
5	期限付教員【小学校専科指導】・一般選考
6	期限付教員【小学校専科指導】・特別選考

5 選考日程、会場、結果通知等

（１）選考実施日及び選考内容

選考の種類	選考内容	選考実施日
小論文	600 字以内の論述	令和7年12月20日(土)
	特別選考の受験者は免除されます。	
面接	個人面接を実施	令和7年12月20日(土)、 12月21日(日) のうち教育委員会が指定する 1 日

※一般選考の方は、小論文、面接の両方の選考を受けていただきます。

試験日が 2 日間となる場合があります。

（２）選考会場

川崎市役所南庁舎（川崎市川崎区東田町 5－4）

川崎市教育文化会館（川崎市川崎区富士見 2 丁目 1－3）ほか

応募者数に応じて会場が変更となる場合がありますが、全て川崎市内で行います。

「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」のマイページから受験票をダウンロードし、会場を御確認ください。ダウンロードができるようになりましたら、登録のメールにお知らせします。

(3) 選考における加点措置

応募区分番号 1 及び 2（一般任期付教員（期限付教員）【中学校・高等学校】）について、次表に該当する加点対象者は、申請に基づき総合評価得点（100 点満点）に加点（5 点）を行います。

応募区分番号	加点対象者（条件）
1 及び 2 一般任期付教員（期限付教員） 【中学校・高等学校】	・ 小学校教諭免許状を有する人（社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語の応募者に限る） ・ 次の中学校教諭免許状のうち、2 教科以上の免許状を有する人（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）

※ 1 加点対象の免許状については、令和 8（2026）年 3 月 31 日までに取得見込である場合を含みます。

※ 2 加点の上限は 5 点とし、複数の条件を満たしていても重複加点はありません。

（例）小学校の免許状と中学校の数学と理科の免許状を所持していても、加点の重複はありません。

※ 3 加点を希望する場合は、「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」において「加点希望」の項目で「あり」を選んで申し込んでください。

※ 4 加点を希望する場合は、合格後、当該申請に該当する免許状の原本確認を行います。併せて、該当する免許状の写し（教員免許状の取得見込の場合は取得見込証明書）を提出していただきます。

※ 5 ※ 4 の提出がない場合（免許状取得見込者が令和 8（2026）年 3 月 31 日までに取得できなかった場合を含む。）には、加点は無効となり、採用候補者名簿に登載されていても、名簿登載を取り消す場合があります。

(4) 選考結果について

選考の結果、採用候補者となる方は、令和 8 年度川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者名簿に登載され、名簿登載者の受験番号を一週間程度、川崎市教育委員会ホームページに掲載します。

名簿登載者発表日時 令和8(2026)年1月中旬(予定)

6 採用までの流れ

(1) 名簿登載から採用までの流れ

ア 一般任期付教員

- (ア) 令和8年度川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者名簿に登載された方の中から、市立学校の教員配置枠に応じて採用を行います。
- (イ) 市立学校における学級数の増減その他の要因により、名簿登載された方が採用にならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (ウ) (イ) の場合、応募区分番号1及び2（一般任期付教員（期限付教員）【中学校・高等学校】）で受験いただいた方は、6（1）イ 期限付教員 として優先的に任用を行います。

イ 期限付教員

- (ア) 令和8年度川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者名簿に登載された方の中から、正規教員の出産休暇、育児休業の取得状況や、欠員等の状況に応じて、期限付教員として採用を行います。標準的な例は下図のとおりとなり、引き続き3年間の任用を行います。
- (イ) 正規教員の育児休業の取得状況に応じて、育児休業代替任期付教員として採用される場合があります。
- (ウ) 正規教員の育児休業の取得状況等により、期限付教員として採用されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (エ) (ウ) の場合、原則、令和9年3月31日までは常勤の臨時的任用教員として任用します。

●令和8年7月20日出産予定の正規教員がいる場合の任用例

臨時的任用教員 (欠員補充)	臨時的任用教員 (産前・産後休暇代替)	臨時的任用教員 (育児休業代替)	育児休業代替任期付教員
令和8年4月1日～	5月25日～	9月15日～	令和9年4月1日～令和10年3月31日 更新：令和10年4月1日～令和11年3月31日

- *5月25日～9月14日産前・産後休暇
- *7月20日出産
- *9月15日～令和9年3月31日育児休業

(2) 名簿登載の有効期限

名簿登載の有効期限は、令和9（2027）年3月31日までとします。

(3) 採用予定日

採用予定日は、原則として令和8（2026）年4月1日付けとなりますが、学校の状況等により、4月2日以降となる場合もあります。

なお、6（1）イ（エ）により臨時的任用教員として採用となる場合も同様です。

(4) その他

ア 「2 受験資格」は、選考結果の合格・名簿登載後において免許状や該当資格等を確認することができる書類の原本確認及び写しの提出による確認を行います。その際、受験資格を満たすことが確認できなかった場合(教員免許状が取得見込の場合で、令和8(2026)年3月31日までに取得できなかった場合を含む。)は、採用候補者名簿から取消を行います。

イ 任用期間中に、勤務校が変わる場合があります。

7 申込手続

申込手続は次に記載のとおりです。よく御確認いただき、お申込みください。

申込 期間	令和7年11月12日(水) ～ 令和7年12月7日(日) (受信有効) ※受付期間終了後の申込は、受理することができませんので注意してください。 ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがありますので、申請手続は期限に余裕をもって行ってください。 ※使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いません。
申込 方法	「川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考」のホームページにて申込手続の方法をよく確認してから、申請手続を行ってください。 ※「川崎市ホームページ」から進むには ⇒「川崎市教育委員会」⇒「相談・手続き・採用・募集」⇒「採用・募集情報」⇒「川崎市立学校一般任期付教員採用候補者選考試験」⇒「令和7年度実施川崎市立学校一般任期付教員・期限付教員採用候補者選考のご案内」 (URL : https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000181731.html) (1) 電子申請の利用者登録 (※既に登録されている方は省略してください) 「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」を利用するため利用者登録を行います。 ・利用者登録は、申込受付期間の前でも可能です。 ・登録した「メールアドレス」と「パスワード」は忘れないよう控えておいてください。 (2) 受験申込 ・「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」を利用して、受験申込を行います。※ 顔写真(縦4：横3、6か月以内に撮影した、胸から上、背景無地、脱帽、正面向き)のデータ添付が必要となります。詳細はホームページで確認してください。 ・次に、申請手続が完了し、最後に「申込番号」が表示されることを確認の上、忘れないように控えておいてください。 ・「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」による申込後、到達メールが送信されます。1時間経過しても到達メールが届かない場合は、電話で教職員人事課まで御連絡ください。
受験票 その他	受験票は12月15日(月)までに「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」のマイページからダウンロードできるようになります。ダウンロードができるようになりましたら、登録のメールにお知らせします。 受験票を印刷し、試験当日に必ず持参してください。



(注) インターネットに接続可能なパソコン等で申請してください。

「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」は、入力時間に制限(60分)があります。
あらかじめ、入力項目(教員免許、履歴)等を確認してから入力してください。(入力の制限時間を超えると強制終了となり、はじめから入力し直す必要があります。)

8 当日の持ち物、注意事項等

選考当日の持ち物及び注意事項等は次のとおりです。

(1) 当日の持ち物

ア 筆記用具及び消しゴム（小論文を受験する場合のみ）

イ 受験票（小論文、面接共通）

※12月15日（月）までに「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」のマイページからダウンロードできるようになります。印刷して持参してください。

ウ レターパックプラス〔赤〕またはライト〔青〕

（面接選考実施日に、宛先に選考結果通知先を記載してお持ちください。）

(2) 注意事項

ア 受験票は「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」のマイページからダウンロードしていただきます。郵送しませんので御注意ください。

イ 選考会場及び日時は受験票に記載してありますので、よく御確認ください。

9 勤務条件等

項目	一般任期付教員	期限付教員	
		任期付教員	臨時的任用教員
身分	一般職地方公務員		
地方公務員法の適用	有り		有り * 一部適用除外有り
条件付採用	任用の日から 1 年間		なし
年次休暇	20 日間（4 月採用の場合） * 任用初日付与。繰越有り		
特別休暇	夏季休暇、結婚、出産等正規と同等		
育児休業	対象	対象外	
初任給	修士課程修了 約 320,000 円 大学卒の場合 約 297,000 円 * 地域手当、教職調整額、教員特別手当等を含む。経歴等による加算有り * 令和 7 年 4 月 1 日現在。給与改定があった場合はこの限りではありません。		
昇給	有り * 人事評価結果に基づき実施		なし * 年度ごと等に、経験に基づく加算を行う場合があります。
賞 与	期末手当、勤勉手当支給有り * 任用初年度の 6 月期は過去の経歴により支給率が下がる場合があります。		
各種手当	通勤手当、扶養手当、住居手当等 * 市の基準により支給されます。		
年金/健康保険	健康保険：公立学校共済組合 年 金：公立学校共済組合		健康保険：公立学校共済組合 年 金：厚生年金 （日本年金機構）
災害補償	地方公務員災害補償法の適用		



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3843

FAX 044-200-2869

E-mail 88kyojin@city.kawasaki.jp

URL <https://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-4-0-0-0-0-0-0.html>